

# 令和6年度 今村光雄奨学生募集要項

## 〔 目 的 〕

この奨学資金は、向学の意味能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学資金を支給することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

## 〔 奨学生の資格 〕

次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 指宿市に住所を有する者の子弟であること。
- (2) 大学、短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校（第4学年以上に限る。）に在学していること。
- (3) 令和7年3月31日現在において満23歳未満である者
- (4) 学資の支弁が困難と認められること。
- (5) 学業及び素行が優秀であること。

## 〔 奨学資金の額 〕

月額1万円とし、1人当たり12万円を限度とします。

※本奨学資金において、既に限度額まで支給を受けている者は対象外とします。

## 〔 申 込 書 類 〕

- (1) 今村光雄奨学生願書（第1号様式）
- (2) 在学証明書
- (3) 高等学校等が発行する調査書
- (4) 直近の成績証明書（第2学年以上に在学している者に限る。）
- (5) 奨学生希望者の所得証明書（市外に住所を有する場合に限る。）
- (6) 奨学生希望者の生計を維持する者の配偶者の所得証明書（市外に住所を有する場合に限る。）
- (7) 上記のほか、市長が必要と認める書類

## 〔 選 考 基 準 〕

上記奨学生の資格に該当し、次のいずれかに該当する者を選考します。

- (1) 生活保護法に基づき保護費を受給する者の子
- (2) 母子家庭か父子家庭に属する者
- (3) 両親を失い、祖父母や親戚に扶養されている者
- (4) 経済的に困窮している者

## 〔 奨学資金の支給期間 〕

奨学資金の支給を受けることとなった月の属する年度内とします。

## 〔 募 集 人 員 〕

10人以内とします。

[ 奨学資金の停止 ]

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の支給を停止します。

- (1) 奨学生の資格（(3)を除く。）に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) 疾病などのために学業を続ける見込みがないとき。
- (4) その他、奨学生として適当でないと認めるとき。